

令和 8 年 6 月

第 6 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 55 号 令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

< 条例 >

議案第 56 号 尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備に関する条例について

議案第 57 号 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 58 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 59 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号 尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例について

< その他 >

議案第 62 号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

議案第 63 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

議案第 64 号 工事請負契約について（記念公園陸上競技場等改修工事）

議案第 65 号 物件の買入れについて（消防団小型動力ポンプ積載車）

議案第 66 号 物件の買入れについて（高規格救急自動車）

議案第 67 号 物件の買入れについて（水槽付き消防ポンプ自動車）

議案第 68 号 物件の買入れについて（小型水槽付き消防ポンプ自動車）

予 算

議案第 5 5 号

令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 4 , 3 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 7 , 5 6 5 , 3 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
05 市 税		90,744,917	△ 32,219	90,712,698
	15 軽自動車税	531,807	△ 39,365	492,442
	50 旧法による税		7,146	7,146
18 環境性能割 交 付 金		189,000	△ 189,000	-
	05 環境性能割 交 付 金	189,000	△ 189,000	-
19 地方特例交付金		395,000	221,219	616,219
	05 地方特例交付金	392,000	221,219	613,219
60 繰 入 金		7,676,258	199,507	7,875,765
	10 基金繰入金	7,535,224	199,507	7,734,731
65 繰 越 金		41,001	114,840	155,841
	05 繰 越 金	41,001	114,840	155,841
歳 入 合 計		247,251,000	314,347	247,565,347

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		17,226,226	238,007	17,464,233
	05 総務管理費	12,827,138	199,507	13,026,645
	20 選挙費	306,440	38,500	344,940
15 民 生 費		130,029,912	31,340	130,061,252
	05 社会福祉費	48,458,926	31,340	48,490,266
35 商 工 費		5,164,133	35,000	5,199,133
	05 商 工 費	5,164,133	35,000	5,199,133
40 土 木 費		18,991,884	10,000	19,001,884
	30 都市計画費	5,819,121	10,000	5,829,121
歳 出 合 計		247,251,000	314,347	247,565,347

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市 営 住 宅 建 替 等 事 業	令 和 9 年 度	1,556,097

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新 図 書 館 整 備 等 事 業	令 和 11 年 度	354,172	令 和 12 年 度	354,172

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議55-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

05 市 税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 款 市 税	90,744,917	△32,219	90,712,698			
15 項 軽自動車税	531,807	△39,365	492,442			
05 目 軽自動車税	-	492,442	492,442	現年課税分	484,142	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 484,142
				滞納繰越分	8,300	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 8,300

歳 入
05 市 税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 目 環境性能割	39,365	△39,365	-	環境性能割	△39,365	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 △39,365

議55-8

歳 入
05 市 税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 目 種 別 割	492,442	△492,442	-	現年課税分	△484,142	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 △484,142
				滞納繰越分	△8,300	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 △8,300

--	--	--	--	--	--	--

歳 入
05 市 税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 項 旧法による税	-	7,146	7,146			
05 目 環境性能割	-	7,146	7,146	環境性能割	7,146	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 7,146

議55-10

歳 入

18 環境性能割交付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 款 環境性能割交付金	189,000	△189,000	-			
05 項 環境性能割交付金	189,000	△189,000	-			
05 目 環境性能割交付金	189,000	△189,000	-	環境性能割 交付金	△189,000	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 △189,000

歳 入

19 地方特例交付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 款 地方特例交付金	395,000	221,219	616,219			
05 項 地方特例交付金	392,000	221,219	613,219			
05 目 地方特例交付金	392,000	221,219	613,219	自動車税減 収補填特例 交付金	189,000	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 189,000
				軽自動車税 減収補填特 例交付金	32,219	○ (総務局) 令和8年度税制改正に伴う補正 32,219

議55-12

歳入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	7,676,258	199,507	7,875,765			
10 項 基金繰入金	7,535,224	199,507	7,734,731			
45 目 富松住宅管理基金繰入金	-	199,507	199,507	富松住宅管理基金繰入金	199,507	○ (都市整備局) 尼崎市立富松住宅管理基金条例の廃止に伴 う補正 199,507

歳 入
65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	41,001	114,840	155,841			
05 項 繰越金	41,001	114,840	155,841			
05 目 繰越金	41,001	114,840	155,841	繰越金	114,840	○ (企画財政局) 補正財源として繰越金を補正 114,840

議55-14

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	17,226,226	238,007	17,464,233	特定財源 0 一般財源 238,007			
05 項 総務管理費	12,827,138	199,507	13,026,645	特定財源 0 一般財源 199,507			
55 目 財産管理費	941,621	199,507	1,141,128	一般財源 199,507	24 積 立 金	199,507	○ 公共施設整備保全基金積立金（企画財政局） 199,507 廃止する富松住宅管理基金の残高を積み立て ることに伴う補正

歳 出
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
20 項 選 挙 費	306,440	38,500	344,940	特定財源 0 一般財源 38,500				
35 目 市議会議員 選挙費	-	38,500	38,500	一般財源 38,500	1 報 酬	204	○ 開票立会人等報酬 (選挙管理委員会事務局) 市議会議員補欠選挙の実施に伴う補正	204
					3 職員手当等	4,551	○ 投票事務従事者等職員手当 市議会議員補欠選挙の実施に伴う補正	4,551
					10 需 用 費	5,991	○ 選挙執行関係事業費 市議会議員補欠選挙の実施に伴う補正	33,745
					11 役 務 費	23	市議会議員補欠選挙の実施に伴う補正	
					12 委 託 料	19,965		
					13 使用料及び 賃借料	203		
					14 工事請負費	319		
					18 負担金、補 助及び交付 金	7,244		

議55-16

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	130,029,912	31,340	130,061,252	特定財源 0 一般財源 31,340			
05 項 社会福祉費	48,458,926	31,340	48,490,266	特定財源 0 一般財源 31,340			
07 目 障害福祉費	20,982,719	305	20,983,024	一般財源 305	18 負担金、補助及び交付金	305	○ 乗合自動車特別乗車証交付事業費（福祉局） 障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額することに伴う補正 305
20 目 老人福祉費	2,206,263	31,035	2,237,298	一般財源 31,035	10 需用費	182	○ 高齢者バス運賃助成事業費（福祉局） 高齢者に交付している乗車払カード及び定期券の購入に係る市助成額を増額することに伴う補正 31,035
					12 委託料	1,368	
					18 負担金、補助及び交付金	29,485	

歳 出
35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	5,164,133	35,000	5,199,133	特定財源 0 一般財源 35,000			
05 項 商工費	5,164,133	35,000	5,199,133	特定財源 0 一般財源 35,000			
35 目 観光費	188,335	35,000	223,335	一般財源 35,000	18 負担金、補助及び交付金	35,000	○ 観光地域づくり推進事業費（経済環境局） 開明庁舎のトイレリニューアルに係る費用の 一部を補助することに伴う補正

議55-18

歳 出
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	18,991,884	10,000	19,001,884	特定財源 0 一般財源 10,000			
30 項 都市計画費	5,819,121	10,000	5,829,121	特定財源 0 一般財源 10,000			
35 目 街路事業費	955,477	10,000	965,477	一般財源 10,000	12 委 託 料	10,000	○ 常光寺難波線道路整備事業費（都市整備局） 10,000 波洲橋架替工事に係る設計を行うことに伴う 補正

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考											
		報酬	給料	職員手当	計														
補正後	(2,483) 2,939	4,479,269	11,764,855	12,156,417	28,400,541	5,153,883	33,554,424												
補正前	(2,483) 2,939	4,479,269	11,764,855	12,151,866	28,395,990	5,153,883	33,549,873												
比較	(-) -	-	-	4,551	4,551	-	4,551												
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当	
	補正後	315,091	990,902	253,190	266,626	132,213	912,688	220,232	1,090	572	61,383	217,967	6,762,829	1,855	6,643	10,093	10,992	1,992,051	
	補正前	315,091	990,902	253,190	266,626	127,662	912,688	220,232	1,090	572	61,383	217,967	6,762,829	1,855	6,643	10,093	10,992	1,992,051	
	比較	-	-	-	-	4,551	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議55-20

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考												
		給 料	職 員 手 当	計															
補 正 後	(50) 2,939	11,764,855	10,609,218	22,374,073	4,203,238	26,577,311													
補 正 前	(50) 2,939	11,764,855	10,604,667	22,369,522	4,203,238	26,572,760													
比 較	(-) -	-	4,551	4,551	-	4,551													
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	315,091	990,902	253,190	266,626	132,213	912,688	220,232	1,090	572	61,383	217,967	5,215,630	1,855	6,643	10,093	10,992	1,992,051	
	補 正 前	315,091	990,902	253,190	266,626	127,662	912,688	220,232	1,090	572	61,383	217,967	5,215,630	1,855	6,643	10,093	10,992	1,992,051	
	比 較	-	-	-	-	4,551	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後	(2,433)	4,479,269		1,547,199	6,026,468	950,645	6,977,113												
補 正 前	(2,433)	4,479,269		1,547,199	6,026,468	950,645	6,977,113												
比 較	(-)	-		-	-	-	-												
職 内 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 員 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後												1,547,199						
	補 正 前												1,547,199						
	比 較												-						
備 考																			

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

議55-22

(2) 一般職の職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考
職員手当	4,551	市議会議員補欠選挙の実施に伴う増加分	4,551		特殊勤務手当

3 債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和8年度以降の支出

予定額等に関する調書

(単位 千円)

追加

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
市 営 住 宅 建 替 等 事 業	1,556,097			令和9年度まで	1,556,097	249,699			1,306,398	

変更

事 項	限 度 額	令和7年度末までの 支出（見込）額		令和8年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
新 函 書 館 整 備 等 事 業	補正前の額 354,172			令和11年度まで	354,172	97,148	84,800		172,224	
	補正額			令和12年度まで						
	補正後の額 354,172			令和12年度まで	354,172	97,148	84,800		172,224	

条 例

議案第56号

尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備
に関する条例について

尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備に関する
条例を次のように制定する。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備
に関する条例

(尼崎市都市公園条例の一部改正)

第1条 尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)の一部
を次のように改正する。

第22条中「猪名川公園」の次に「、大井戸公園」を加える。

第26条第2号中「(小田南公園にあつては、その利用に係る第2
8条第1項に規定する利用料金)」を「又は料金」に改める。

(尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成22年尼崎
市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の表尼崎市立北図書館の項中「尼崎市南武庫之荘3丁目2
1番21号」を「尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号」に改める。

第4条中「次の各号」の次に「(尼崎市立中央図書館にあつては、
第8号を除く。)」を加え、同条第8号中「前各号に掲げるもののほ
か、教育委員会」を「その他尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」
という。)」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の
1号を加える。

(8) レクリエーションの場の提供に関すること。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用の許可等)

第4条の2 図書館(尼崎市立北図書館に限る。以下この条、次条、
第7条、第9条、第11条及び第12条において同じ。)の施設

のうち教育委員会が別に定める施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 図書館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 前条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (4) その他図書館の管理上支障があるとき。

（利用許可の取消し等）

第4条の3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 許可利用者（利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 許可利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は当該規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他教育委員会が図書館の管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第5条第3号中「その他の物件」を削り、「き損し」を「毀損し」に改める。

第6条第2項中「その他の物件」を削り、「き損し、」を「毀損し、又は」に改める。

第7条中「（尼崎市立北図書館に限る。第9条、第11条及び第12条において同じ。）」を削る。

第11条第2号中「図書館及び」の前に「利用許可、その取消しその他」を加える。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第3条 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1第27項中「尼崎市立北図書館」を「大井戸公園及び尼崎市立北図書館(以下「大井戸公園等」という。)」に改め、同表備考中「第26項」を「第27項」に改める。

別表第2第16項中「尼崎市立北図書館」を「大井戸公園等」に改め、同表備考中「第15項」を「第16項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第3条、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 大井戸公園に係る指定管理者(第1条の規定による改正後の尼崎市都市公園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第22条に規定する指定管理者をいう。)の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

3 尼崎市立北図書館(第2条の規定による改正後の尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第3条の表尼崎市立北図書館の項に掲げる位置に存する場合におけるものに限る。)に係る指定管理者(改正後の条例第7条に規定する指定管理者をいう。)の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

(説 明)

尼崎市新図書館整備等事業を実施するため、条例改正が必要である

ことから、本案を提出する。

議案第 57 号

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例(昭和 42 年尼崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 6 年尼崎市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

(説 明)

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 12 項中「同じ。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、「当該」を「その」に改める。

第 25 条第 2 項中「法附則第 5 条の 6 第 2 項及び附則第 5 条の 7 第 2 項の規定によりこれらの規定を」を「これらの規定を法の規定により」に改める。

第 26 条第 1 項ただし書中「いう。以下同じ。）」（」を「いい、」に改める。

第 27 条の 2 第 1 項中「所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者」を「法第 317 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与所得者」に、「市内」を「本市の区域内」に、「当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（」を「その給与支払者（同項に規定する給与支払者をいう。）」に、「「給与支払者」という」を「同じ」に、「次の各号」を「同項各号」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「同項各号」を「法第 317 条の 3 の 2 第 1 項各号」に、「おいて当該」を「おいてその経由する給与支払者と同一の」に、「同項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項」を「前項又は同条第 1 項」に、「前項各号」を「同条第 1 項各号」に、「同項の」を「前項の」に改め、同条第 3 項中「市内」を「本市の区域内」に改める。

第 27 条の 3 第 1 項を次のように改める。

法第 317 条の 3 の 3 第 1 項に規定する公的年金等受給者（以下こ

の条において「公的年金等受給者」という。)で本市の区域内に住所を有するものは、その公的年金等支払者(同項に規定する公的年金等支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、法第317条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

第27条の3第2項中「同項各号」を「法第317条の3の3第2項各号」に、「おいて当該」を「おいてその経由する公的年金等支払者と同一の」に、「同項又は法第317条の3の3第1項」を「前項又は同条第1項」に、「前項各号」を「法第317条の3の3第2項各号」に、「同項の」を「前項の」に改める。

第33条の4第2項ただし書中「で当該」を「(法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。)」で当該」に改める。

第41条中「市内」を「本市の区域内」に、「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第49条中「令和4年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「住宅(区分所有に係る家屋にあっては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあっては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)(住宅の新築に係る都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるもの」を「法附則第15条の6第1項に規定する住

宅」に、「固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）」を「法附則第15条の6第1項に規定する固定資産税額」に改め、「を当該住宅に係る」の次に「当該」を加える。

第50条中「令和6年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「中高層耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるもの」を「法附則第15条の6第2項に規定する住宅」に、「固定資産税額（区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）」を「法附則第15条の6第2項に規定する固定資産税額」に改め、「を当該住宅に係る」の次に「当該」を加える。

附則第10項第3号から第20号までを次のように改める。

- (3) 法附則第15条第13項本文 5分の3
- (4) 法附則第15条第13項ただし書 2分の1
- (5) 法附則第15条第20項 2分の1
- (6) 法附則第15条第21項第1号 3分の2
- (7) 法附則第15条第21項第2号 2分の1
- (8) 法附則第15条第21項第3号 2分の1

- (9) 法附則第15条第22項第1号 3分の2
- (10) 法附則第15条第22項第2号 2分の1
- (11) 法附則第15条第24項第1号 2分の1
- (12) 法附則第15条第24項第2号 5分の3
- (13) 法附則第15条第24項第3号 3分の2
- (14) 法附則第15条第24項第4号 4分の3
- (15) 法附則第15条第27項 3分の2
- (16) 法附則第15条第31項 3分の2
- (17) 法附則第15条第35項 3分の2
- (18) 法附則第15条第36項 2分の1
- (19) 法附則第15条第39項 3分の1
- (20) 法附則第15条第40項 4分の3

附則第10項に次の1号を加える。

- (23) 法附則第15条の11第1項 3分の1

附則第18項の前の見出しを削り、同項から附則第21項までを次のように改める。

18から21まで 削除

附則第22項の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」を「は、法附則第5条の4第5項（法）」に、「適用される」を「適用する」に、「を、」を「を、その適用を受けた」に改め、附則第24項中「附則第35条の2の2第5項」の次に「、附則第35条の3の6第4項」を加え、「附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項」を削り、附則第53項中「から令和9年度まで」を「以後」に、「いう」を「いう。以下この項において同じ」に、「場合」を「場合（同条第1項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）」に、「当

該」を「その支払及び当該取組を行った」に、「適用される」を「適用する」に改め、附則第74項の前の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項各号列記以外の部分を次のように改める。

法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物（以下この項において「改修特別特定建築物」という。）について同条第1項の規定の適用を受けようとする者は、その改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に係る同条第1項に規定する政府の補助を受けたことを証する書類及び当該改修特別特定建築物が同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

附則第74項第5号中「改修工事」を「利便性等向上改修工事」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第26条第1項ただし書、第27条の2第1項から第3項まで、第27条の3第1項及び第2項並びに第33条の4第2項ただし書の改正規定、附則第22項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに附則第53項の改正規定並びに次項の規定
令和9年1月1日
 - (2) 第41条の改正規定及び付則第3項の規定
令和9年4月1日
 - (3) 第49条の改正規定（「令和4年4月1日」を「令和11年4月1日」に改める部分に限る。）及び第50条の改正規定（「令和6年4月1日」を「令和11年4月1日」に改める部分に限る。）並

びに付則第4項及び第5項の規定 令和11年4月1日

(4) 附則第24項の改正規定（「附則第35条の2の2第5項」の次に「、附則第35条の3の6第4項」を加える部分に限る。）金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の3第1項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等（同項に規定する公的年金等をいう。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等（この条例による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の条例」という。）第27条の3第1項に規定する公的年金等をいう。）について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 改正後の条例第41条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和4年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された付則第1項第3号に掲げる改正規定による改正前の尼崎市市税条例（以下「令和11年改正前条例」という。）第49条に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された令和11年改正前条例第50条に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 改正前の条例附則第10項第11号から第14号までの規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第14条第7項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。こ

の場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

- 7 改正前の条例附則第74項の規定は、地方税法等改正法附則第14条第14項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

(都市計画税に関する経過措置)

- 8 改正前の条例附則第74項の規定は、地方税法等改正法附則第17条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 59 号

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例
について

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例（平成 27 年尼崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「40, 200 円」を「53, 550 円」に改め、同号イ中「35, 730 円」を「47, 600 円」に改め、同号ウ中「26, 800 円」を「35, 700 円」に改め、同項第 2 号中「120 円」を「130 円を超えない範囲内で規則で定める額」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の助成対象定期乗車券（尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例第 3 条第 1 号に規定する助成対象定期乗車券をいう。以下同じ。）の購入に係る運賃助成（同条例第 2 条に規定する運賃助成をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の助成対象定期乗車券の購入に係る運賃助成については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

阪神バス株式会社等が運行する乗合バスの運賃改定にあたって、高齢者の負担軽減を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第60号

尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正
する条例について

尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正
する条例

(尼崎市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 尼崎市水道事業給水条例(昭和35年尼崎市条例第7号)の一
部を次のように改正する。

第9条の見出し中「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第1項
を次のように改める。

給水装置の新設、改造又は撤去の工事(その設計を含む。以下こ
の条において「給水装置工事」という。)は、管理者又はその事
業者指定(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」とい
う。)第16条の2第1項の規定による指定をいう。以下この条
において同じ。)を受けた者(以下この条において「管理者指定
事業者」という。)でなければ施行することができない。ただし、
災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めると
きは、管理者以外の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道
事業者をいう。以下同じ。)又はその事業者指定を受けた者(以
下この条において「他の指定事業者」という。)が施行すること
ができる。

第9条第2項中「指定給水装置工事事業者が工事」を「管理者指定
事業者、管理者以外の水道事業者又は他の指定事業者(以下「管理者
指定事業者等」という。)が給水装置工事」に、「工事着手前」を
「その着手前」に、「工事完成後」を「その完成後」に改める。

第42条の2第2項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者指定

事業者等」に改める。

(尼崎市下水道条例の一部改正)

第2条 尼崎市下水道条例(昭和35年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「(以下「下水道排水設備指定工事店」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の処分(この項本文の規定による指定(以下「事業者指定」という。))に相当する処分をいう。)を受けた者が行うことができる。

第3条の2第2項中「前項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定」を「事業者指定」に改める。

第23条第1項中「第3条の2第1項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定」を「事業者指定」に、「当該指定の」を「その」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

災害その他非常の場合において、尼崎市公営企業管理者以外の水道事業者又はその事業者指定を受けた者による給水装置工事及び尼崎市公営企業管理者以外の公共下水道管理者の処分を受けた者による排水設備工事を行うことができることとするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 1 号

尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例について

尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例

尼崎市立富松住宅管理基金条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 1 9 号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市立富松住宅管理基金を廃止するため、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第62号

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

旧来の慣行により使用している公有財産の使用権を廃止するため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 使用権を廃止する公有財産及び部落

所在地番	地目	地積	部落
尼崎市御園3丁目516番1	山林	849平方メートル	御園村
尼崎市御園3丁目516番2	宅地	39.66平方メートル	

2 使用権を廃止する理由

御園村が本件公有財産を仏堂敷地として使用してきたところ、使用する必要が無くなり、本件公有財産を市へ引き渡すこととしたため

(説明)

御園村から旧慣による公有財産の使用権の廃止に係る申請があったため、地方自治法第238条の6第1項の規定により、本案を提出する。

議案第63号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

個人A

同

個人B

同

個人C

- 4 事件の概要
- (1) 原告本市は、本市が設置している住宅（以下「本市住宅」という。）の入居者たる被告個人Aに対して、再三にわたり滞納家賃及び滞納駐車場使用料（以下「滞納家賃等」という。）を支払うよう求めたが、同被告はこれに応じないので、滞納家賃等の支払、賃貸借契約の解除及び使用許可の取消しに伴う本市住宅及び本市住宅に付属して設置している駐車場の明渡し並びに当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃（当該駐車場にあっては、駐車場使用料）の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの
- (2) 原告本市は、本市住宅の入居者たる被告個人B

及び個人Cに対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告らはこれに応じないので、滞納家賃の支払、賃貸借契約の解除に伴う本市住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第64号

工事請負契約について

記念公園陸上競技場等改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 記念公園陸上競技場等改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西長洲町1丁目4番1号
工事概要 改修工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 249,480,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫之荘本町3丁目11番20号
株式会社吉川組
代表取締役 吉 川 壽 一 |

(説明)

記念公園陸上競技場等改修工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	メインスタンド改修工事 一式
	全自動電気計時装置室改修工事 一式
	バックスタンド改修工事 一式
	屋外トイレ改修工事 一式

議案第65号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため |
| 2 | 買入れの物件 | 消防団小型動力ポンプ積載車 3台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 67,650,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 大阪市住吉区万代東1丁目5番22号
小川ポンプ工業株式会社
代表取締役 小 河 元 |

(説明)

消防団小型動力ポンプ積載車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第66号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、災害等による傷病者の搬送を迅速かつ的確に行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 高規格救急自動車 2台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 69,520,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
所長 中 井 立 周 |

(説明)

高規格救急自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第67号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため |
| 2 | 買入れの物件 | 水槽付き消防ポンプ自動車 1台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 82,390,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉 谷 勇一郎 |

(説明)

水槽付き消防ポンプ自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第68号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和8年6月2日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため |
| 2 | 買入れの物件 | 小型水槽付き消防ポンプ自動車 1台 |
| 3 | 買入れの方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買入れの金額 | 57,200,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 吹田市豊津町1番31号由武ビル5階C号室
長野ポンプ株式会社 大阪営業所
所長 東野敏行 |

(説明)

小型水槽付き消防ポンプ自動車を買入れるため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、本案を提出する。